

地域民俗芸能再生事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出（文化財局文化財課長が別途指定する日から20日以内）

○交付申請は、下記提出先に郵送・メール又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この穂預金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この穂預金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（間接補助事業の完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先を郵送・メール又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

地域社会振興部・文化財課課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857-26-7525 bunkazai@pref.tottori.jp